

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 2 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第 2 条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令または労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、法令または当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員から申し出があるときは、その全部または一部をその者の預金口座への振り込みによる方法により支払うことができる。

3 いかなる給与も理事長が定める規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。

(給与の種類)

第 3 条 給与は、給料および手当とする。

2 手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当および勤勉手当とする。

(給料)

第 4 条 給料は、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。

(給料表の種類)

第 5 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第 1）

(2) 一般職給料表（別表第 2）

(3) 技能労務職給料表（別表第 3）

2 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第 4）に定めるとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けし、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給)

第 6 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格および降格)

第 7 条 職員の昇格および降格は、理事長が定める基準による。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

(昇給)

第 8 条 職員の昇給は、1 月 1 日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳（技能労務職給料表の適用を受ける職員にあっては、57 歳）に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、第 1 項に規

定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給)

- 第9条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下この条において「給与期間」という。）について、その月の月額を毎月1回21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。
- 2 期末手当および勤勉手当の支給日は次の各号に定める日とする。ただしその支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
 - (1) 6月に支給するもの 6月30日
 - (2) 12月に支給するもの 12月10日
 - 3 給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。
 - 4 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 5 入試手当は、入試業務が終了した日が属する給与期間の次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 6 職員がその者またはその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によって支給する。

(給料の日割計算)

- 第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日（勤務時間規程第4条に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 5 第1項または第2項に規定するもののほか給料を日割りによって支給する場合については、理事長が別に定める。

(給料の調整額)

- 第11条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額の調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

- 第12条 管理職手当は、管理または監督の地位にある別表第5に掲げる者（以下「管理職員」という。）に対し、その職の特殊性に基づき、その区分に応じて理事長が定める額を支給する。
- 2 前項の理事長が定める額は、管理職員の属する職務における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。
 - 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第32条第1項に該当し理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

(初任給調整手当)

- 第13条 初任給調整手当は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が指定するものに対し、月額50,600円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごと

にその額を減じて支給する。

- 2 初任給調整手当の支給される職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母および祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害を有する者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「教4級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,300円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡したした場合においてはそれぞれの者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第16条 地域手当は、法人の存する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額9,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から宿舍を貸与されている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第19条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が貸与する宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額および第2号に掲げる額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を14,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）または自転車その他理事長が定める交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車または自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車もしくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて別表第6に定める額（自動車の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に3,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - イ 自転車等を使用する場合 その使用距離に応じて別表第7に定める額（自転車等の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に1,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の使用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号アもしくはイに定める額
- 3 就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額か

ら運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、採用の事情等を考慮して理事長が定める者であった者から引き続き職員 職員就業規則の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に該当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の算出について準用する。
 - 5 通勤手当は、支給単位期間(理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間)に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
 - 6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
 - 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間(自動車または自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
 - 8 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

- 第19条 単身赴任手当は、就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円(理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額)とする。
- 3 この規程の適用を新たに受けることとなった職員が、採用に伴い住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(入試手当)

- 第19条の2 入試手当は、職員就業規則第2条第2項に定める教員が別表第7の2の区分欄に掲げる委員等を務め入試業務に従事した場合に、委員等の区分に応じ手当額欄に掲げる額を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で委員等を辞任した場合および任期の途中から委員等に就任した場合の入試手当の額は、在任期間に応じて別表第7の2の手当額欄に掲げる額を月割りで算定した額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)と

する。

(給与の減額)

- 第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第6条の2に規定する時間外勤務代休時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)、祝日法による休日または12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が承認を得ないで勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
 - 3 前項の承認の基準は、理事長が別に定める。
 - 4 第1項の規定により減額すべき給与額は、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。

(時間外勤務手当)

- 第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分135
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間規程第4条第1項および第6条の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する理事長が定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50
 - 4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、労使協定により、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項各号に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額

(休日勤務手当)

- 第22条 祝日法による休日および年末年始の休日(以下「休日等」という。)において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間(休日等における勤務時間規程第8条の規定(以下「休日の振替に関する規定」という。))に基づき、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間を除く。)、休日の

振替に関する規定に基づき正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。）において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じたものを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1年間の祝日法による休日（週休日である土曜日を除く。）および年末年始の休日（週休日を除く。）の数の合計を乗じて得られる時間数を減じたもので除した額とする。

- 2 前項の額の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

（管理職員特別勤務手当）

第25条 管理職員特別勤務手当は、第12条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替に関する規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前二項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて別表第8に定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第26条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第10条第2項各号に定める日（以下次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、または死亡した職員（第33条第9項の規定の適用を受ける職員および理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第30条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とす

- る。
- 5 職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して各給料表ごとに理事長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理または監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。
 - 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第45条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第25条の規定により解雇された職員（同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名および同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定による一時差止処分を受けた者は、別に定めるところにより異議申立てをすることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し提訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前各号に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の別表第9に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「期間率」という。）に理事長が定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日（以下この条および次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第30条 第21条から第23条までの規定は、第12条第1項の適用を受ける職員には適用しない。

2 第13条から第15条までおよび第17条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第31条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当および勤勉手当の支給の方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由により該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。（刑事事件起訴）

5 職員が職員就業規則第16条第1項第3号または第4号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。（研修等）

6 職員が職員就業規則第16条第1項第5号に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上災害または通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。（水難行方不明）

7 職員就業規則第16条第1項第6号の規定の適用を受け休職にされた場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。（特別事由休職）

- 8 休職中の職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項、第5項および第6項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条第1項第1号（被後見人等該当）に該当して解雇され、または死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条および第28条の規定を準用する。この場合において第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第9項」と読み替えるものとする。

（委任）

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する大学教育職給料表（以下「旧表」という。）の適用を受けていた者であって、公立大学法人滋賀県立大学への職員の引継ぎに関する条例（平成18年滋賀県条例第9号）により引き続き法人の職員となった者（以下「移行教員」という。）の給料表は、別に辞令を発せられない限り、教育職給料表（以下「新表」という。）を適用するものとする。
この場合において、同表における職務の級は、施行日の前日に受けていた旧表の職務の級が1級である者は新表1級、旧表の職務の級が2級である者は新表2級、旧表の職務の級が3級である者は新表3級、旧表の職務の級が4級である者は新表4級とし、号給は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日に受けていた旧表の号給および当該号給の発令を受けた日から施行日の前日までの期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。）に応じて別表第1に定める対応の号給とする。
- 3 施行日の前日において旧表の職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた移行教員にあっては、対応する新表の職務の級の最高の号給とする。ただし、旧表4級であって別表第2に掲げる給料月額を受けていた者については、当該給料月額の発令を受けた日から施行日の前日までの期間に応じて同表に定める対応の号給とする。
- 4 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項第2号の規定により法人に派遣となった者（以下「派遣職員」という。）の施行日における給料表の適用は、第5条第1項第1号に規定する一般職給料表を滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第3号に規定する行政職給料表と、第5条第1項第3号に規定する技能労務職員給料表を滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年滋賀県規則第37号。以下「技能労務職員規則」という。）第4条に規定する技能労務職員給料表とみなして、給与条例または技能労務職員規則に定める給料の切り替えに準じて、職務の級および号給を定める。
- 5 移行教員のうちその者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）が施行日の前日において受けていた給料月額（平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。）を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。
- 6 施行日において派遣条例により同日派遣された派遣職員のうちその者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けて

いた給料月額)が施行日の前日において受けていた給料月額(平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。)にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間)にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額のほか、その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間)にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。)を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間)にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。)をそれぞれ減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。

- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第11条第2項および第26条第5項(第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と付則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と付則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 施行日の前日までに、学校職員給与条例、給与条例または技能労務職員規則の規定により認定されていた移行教員および派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日においてこの規程により認定されたものとみなす。
- 10 平成22年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

(地域手当に関する特例)

- 11 当分の間、第16条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
技能労務職給料表	(1)	1号給から72号給まで
	(2)	1号給から16号給まで

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の第12条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

付 則

- 1 この規程は、理事長が別に定める日から施行する。
- 2 この規程(第29条第2項の改正規定を除く。)による改正後の公立大学法人滋賀県立

大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

3 改正後の第29条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、新規程の規定による当該適用または異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から平成20年3月31日までの間において、新規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず旧規程の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から新規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成20年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

6 平成20年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第29条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とする。

（給与の内払）

7 改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

8 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第24条関係）

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（別表第4の2、別表第5関係）

付 則

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第26条第2項および第3項ならびに第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第29条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置)
2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項第2号中「2, 200円」とあるのは「3, 400円」と、同項第4号中「1, 100円」とあるのは「1, 700円」とする。

付 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成22年12月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成23年12月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成25年5月8日から施行する。

付 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成27年1月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成27年1月6日から施行し、第13条の規定および別表第1から別表第3までは平成26年4月1日、第29条の規定は平成26年12月1日、別表第6は平成27年1月1日から適用する。

- 付 則
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
 - 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における規程(平成18年4月1日施行)付則第5項および第6項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、「職員で」とあるのは「職員であつて、規程(平成18年4月1日施行)付則第5項および第6項の規定の適用を受けるもので」と、「給料月額に」とあるのは「平成27年3月31日において受けていた給料月額と付則第5項および第6項の規定による給料の額との合計額に」とする。
 - 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7.5」とあるのは「100分の7.5を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
 - 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条中「30, 000円」とあるのは「30, 000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

- 付 則
- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第4までおよび第29条の規定は平成27年4月1日から適用する。
 - 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「10

0分の100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

- 3 平成28年3月15日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成28年3月15日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年1月10日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第4までおよび第29条の規定は平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表1による。
- 3 平成30年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表2による。
- 4 平成31年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表3による。
- 5 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。
- 6 平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第1から別表第3 (別紙)

別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表

1 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

2 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	(1) 主任主事の職務 (2) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	(1) 副主幹または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事の職務
4級	(1) 主幹の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う副主幹または主査の職務
5級	(1) 副参事の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主幹の職務
6級	(1) グループ統括の職務 (2) 参事の職務 (3) 困難な業務を行う副参事の職務
7級	理事長が定めるグループ統括の職務
8級	事務局次長の職務

3 技能労務職給料表級別職務表

職務の級	標準職務
(1)	(1) 技術員の職務 (2) 船舶運転技術員の職務
(2)	技師の職務

別表第5 (第12条関係) 管理職手当支給職表

管理職手当を支給する職	区分
事務局次長	第一種
グループ統括 (理事長の定めるグループ統括の職に限る。)	第二種
グループ統括 (理事長の定めるグループ統括の職を除く。) 、および学部長	第三種
理事長が別に定めるものの職	第四種

別表第6（第18条関係）自動車を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	3, 900円
5 km以上 10 km未満	5, 700円
10 km以上 14 km未満	8, 100円
14 km以上 18 km未満	10, 500円
18 km以上 22 km未満	12, 900円
22 km以上 26 km未満	15, 300円
26 km以上 30 km未満	17, 700円
30 km以上 34 km未満	20, 100円
34 km以上 38 km未満	22, 500円
38 km以上 42 km未満	24, 400円
42 km以上 46 km未満	25, 900円
46 km以上 50 km未満	27, 400円
50 km以上 54 km未満	28, 900円
54 km以上 58 km未満	30, 400円
58 km以上 62 km未満	31, 600円
62 km以上	32, 800円

別表第7（第18条関係）自転車等を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	2, 500円
5 km以上 10 km未満	4, 600円
10 km以上 15 km未満	7, 000円
15 km以上 20 km未満	9, 400円
20 km以上 25 km未満	11, 800円
25 km以上 30 km未満	14, 200円
30 km以上	16, 600円

別表第7の2（第19条の2関係）入試手当額表

区 分		手当額
一般 選抜	主任出題委員（数学・理科・英語・国語）	80, 000円
	出題・採点委員	60, 000円
	出題・採点委員（小論文）	30, 000円
	出題・採点委員（実技）	15, 000円
	採点委員（点検委員含）	8, 000円
	採点補助員	5, 000円
	面接委員	8, 000円
特別 選抜	出題・採点委員	20, 000円
	出題・採点委員（実技）	10, 000円
	採点委員	5, 000円
	点検委員	8, 000円
	面接委員	8, 000円
大学 入試 セン ター 試験	試験実施本部員	従事時間数に応じ、独立行政法人大学入試センターが規定する基準額を基に予算で定める額
	試験監督者	
	監督補助員	

別表第8（第25条関係）管理職員特別勤務手当適用表

1 週休日等における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき	6時間を超える勤務1回につき
第一種	10,000円	15,000円
第二種または第三種	6,000円	9,000円
第四種	4,000円	6,000円

2 週休日等以外の日における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき
第一種	5,000円
第二種または第三種	3,000円
第四種	2,000円

別表第9（第29条関係）勤勉手当の勤務期間の期間率表

勤務期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第1 (第5条関係)
教育職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	211,700	272,600	320,000	404,100
	2	214,000	275,600	322,900	406,400
	3	216,200	278,400	326,000	408,800
	4	218,400	281,200	329,000	411,300
	5	220,500	284,100	332,200	413,700
	6	222,700	286,600	335,000	416,200
	7	224,900	288,800	337,600	418,600
	8	227,000	291,200	340,300	421,100
	9	229,300	293,900	343,300	422,900
	10	231,700	296,400	346,300	425,400
	11	234,100	298,800	349,400	427,800
	12	236,500	301,400	352,700	430,100
	13	238,800	303,800	355,600	431,700
	14	241,200	305,800	357,700	433,900
	15	243,600	307,900	360,000	436,100
	16	246,000	309,800	362,600	438,400
	17	248,100	312,000	365,100	440,700
	18	251,200	314,200	367,300	443,100
	19	254,300	316,200	369,600	445,400
	20	257,400	318,200	371,700	447,800
	21	260,300	320,300	373,800	449,900
	22	263,300	322,800	375,900	452,200
	23	266,200	325,400	378,000	454,600
	24	269,100	328,200	380,000	456,900
	25	271,900	330,300	381,700	458,900
	26	274,500	332,500	383,500	461,100
	27	277,000	334,700	385,400	463,200
	28	279,700	337,200	387,300	465,400
	29	282,600	339,600	389,200	467,500
	30	285,000	341,800	390,900	469,800
	31	287,200	343,900	392,600	472,000
	32	289,600	345,800	394,300	474,100
	33	292,100	348,000	396,100	476,000
	34	294,300	350,300	397,900	478,100
	35	296,800	352,600	399,500	480,400
	36	299,100	354,800	401,300	482,600
	37	301,600	356,700	402,500	484,700
	38	303,300	358,700	404,100	486,700
	39	305,000	360,800	405,700	488,600
	40	306,700	362,700	407,200	490,500
	41	308,600	364,600	408,400	492,500
	42	309,400	366,500	410,000	494,400
	43	310,300	368,300	411,500	496,100
	44	311,200	370,100	413,100	498,000
	45	312,100	372,100	414,500	499,900
	46	313,200	373,900	416,100	501,700
	47	314,100	375,500	417,500	503,500
	48	315,200	377,300	419,100	505,400
	49	316,200	379,000	420,500	507,100
	50	317,300	380,600	421,800	508,800
	51	318,200	382,400	423,100	510,600
	52	319,100	384,100	424,400	512,500
	53	320,300	385,300	425,100	514,100
	54	321,300	386,800	426,100	515,700
	55	322,400	388,200	427,000	517,400
	56	323,400	389,800	427,900	519,000
	57	324,400	391,200	428,800	520,600
	58	325,500	392,600	429,700	521,900
	59	326,600	393,900	430,600	523,200
	60	327,600	395,400	431,500	524,400
	61	328,600	396,700	432,400	525,600
	62	329,600	398,100	433,300	526,600
	63	330,700	399,600	434,300	527,600
	64	331,800	401,100	435,400	528,600
	65	332,700	402,100	436,300	529,200
	66	333,800	403,200	437,300	530,100
	67	334,600	404,200	438,300	531,000
	68	335,700	405,300	439,200	531,900
	69	336,500	406,300	440,200	532,800
	70	337,600	407,200	441,200	533,600
	71	338,600	408,000	442,100	534,300

再雇
用職
員以
外の
職員

別表第1 (第5条関係)
教育職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	72	339,700	408,800	443,100	534,800
	73	340,200	409,600	444,100	535,500
	74	341,200	410,500	445,000	536,000
	75	342,200	411,300	445,900	536,800
	76	343,200	412,100	446,900	537,400
	77	344,200	412,800	447,700	537,900
	78	345,200	413,200	448,200	
	79	346,100	413,500	448,900	
	80	347,000	413,800	449,500	
	81	348,000	414,100	450,300	
	82	349,000	414,400	451,000	
	83	350,000	414,600	451,300	
	84	351,000	414,900	451,900	
	85	351,600	415,200	452,300	
	86	352,200	415,500	452,600	
	87	352,800	415,800	452,900	
	88	353,400	416,100	453,200	
	89	354,000	416,300	453,500	
	90	354,400	416,600		
	91	354,800	416,900		
	92	355,300	417,200		
	93	355,800	417,400		
	94	356,200	417,700		
	95	356,700	418,000		
	96	357,200	418,300		
	97	357,800	418,500		
	98	358,300	418,800		
	99	358,700	419,100		
	100	359,200	419,300		
	101	359,600	419,500		
	102	360,100	419,800		
	103	360,400	420,100		
	104	360,900	420,300		
	105	361,400	420,500		
	106	361,800			
	107	362,300			
	108	362,800			
	109	363,200			
	110	363,700			
	111	364,200			
	112	364,600			
	113	365,000			
	114	365,400			
	115	365,900			
	116	366,300			
	117	366,700			
	118	367,100			
	119	367,600			
	120	368,000			
	121	368,300			
	122	368,700			
	123	369,200			
	124	369,500			
	125	369,900			
	126	370,400			
	127	370,900			
	128	371,300			
	129	371,700			
再雇 用職 員		282,000	293,000	314,900	398,900

注 この表は、教授、准教授、講師、助教および助手に適用する。

別表第2 (第5条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	468,200
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	468,600
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	469,000
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	469,400
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	469,800
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	470,200
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	470,600
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	471,000
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	471,400
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	471,800
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	472,200
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	472,600
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	473,000
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	473,400
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	473,800
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	474,200
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,400	474,600
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	444,700	475,000
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	445,000	475,400
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	445,300	475,800
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	445,600	476,200
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	445,900	476,600
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	446,200	477,000
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	446,500	477,400

再雇用職員以外の職員

別表第2（第5条関係）
一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
	94		294,000	341,800					
	95		294,400	342,300					
	96		294,800	342,700					
	97		295,000	342,800					
	98		295,300	343,300					
	99		295,700	343,700					
	100		296,100	344,000					
	101		296,300	344,300					
	102		296,600	344,700					
	103		297,000	345,100					
	104		297,300	345,500					
	105		297,500	346,000					
	106		297,800	346,400					
	107		298,200	346,800					
	108		298,500	347,200					
	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再雇 用職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

注 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
1	127,900	202,700
2	128,800	204,000
3	129,800	205,300
4	130,700	206,600
5	131,700	212,600
6	132,700	214,400
7	133,700	216,100
8	134,700	217,900
9	135,500	219,600
10	136,500	221,300
11	137,500	222,900
12	138,600	224,500
13	139,400	226,000
14	140,400	227,700
15	141,400	229,300
16	142,400	230,900
17	143,500	232,200
18	144,700	233,700
19	145,900	235,100
20	147,100	236,400
21	148,200	237,700
22	149,400	238,900
23	150,600	239,900
24	151,800	241,100
25	153,000	242,400
26	154,500	243,600
27	156,000	244,800
28	157,500	246,100
29	158,900	247,000
30	160,400	248,400
31	161,900	249,800
32	163,400	251,300
33	164,900	258,800
34	166,700	260,600
35	168,500	262,300
36	170,300	264,000
37	172,100	266,000
38	173,800	267,900
39	175,500	269,700
40	177,200	271,500
41	178,200	273,200
42	179,900	275,100
43	181,600	277,000
44	183,300	278,700
45	184,800	280,400
46	186,600	282,300
47	188,400	284,100
48	190,100	286,000
49	191,700	287,600
50	193,200	289,300
51	194,700	291,100
52	196,200	292,900
53	197,500	294,600
54	198,800	296,300
55	200,100	297,900
56	201,400	299,500
57	202,700	301,200
58	204,000	302,900
59	205,300	304,500
60	206,600	306,200
61	212,600	307,300
62	214,400	308,800
63	216,100	310,300
64	217,900	311,900
65	219,600	313,500
66	221,300	315,100
67	222,900	316,700
68	224,500	318,200
69	226,000	319,700
70	227,700	320,900
71	229,300	322,100
72	230,900	323,300
73	232,200	324,000
74	233,700	324,900
75	235,100	325,700
76	236,400	326,500
77	237,700	327,400
78	238,900	327,800
79	239,900	328,500
80	241,100	329,300
81	242,400	330,100
82	243,600	330,800

別表第3（第5条関係）
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
83	244,800	331,500
84	246,100	332,200
85	247,000	332,700
86	248,400	333,300
87	249,800	333,800
88	251,300	334,400
89	258,800	334,700
90	260,600	335,200
91	262,300	335,600
92	264,000	336,100
93	266,000	347,400
94	267,900	348,800
95	269,700	350,300
96	271,500	351,800
97	273,200	353,400
98	275,100	354,200
99	277,000	355,400
100	278,700	356,400
101	280,400	357,300
102	282,300	358,400
103	284,100	359,300
104	286,000	360,400
105	287,600	361,300
106	289,300	362,000
107	291,100	362,700
108	292,900	363,400
109	294,600	363,800
110	296,300	364,400
111	297,900	365,100
112	299,500	365,800
113	301,200	366,100
114	302,900	366,800
115	304,500	367,500
116	306,200	368,200
117	307,300	368,500
118	308,800	369,100
119	310,300	369,800
120	311,900	370,400
121	313,500	370,700
122	315,100	371,300
123	316,700	372,000
124	318,200	372,600
125	319,700	373,000
126	320,900	373,500
127	322,100	374,100
128	323,300	374,600
129	324,000	375,100
130	324,900	375,700
131	325,700	376,200
132	326,500	376,500
133	327,400	376,900
134	327,800	377,400
135	328,500	377,800
136	329,300	378,200
137	330,100	378,600
138	330,800	379,100
139	331,500	379,500
140	332,200	379,900
141	332,700	380,200
142	333,300	
143	333,800	
144	334,400	
145	334,700	
146	335,200	
147	335,600	
148	336,100	
149	336,500	
150	337,000	
151	337,500	
152	338,000	
再雇用職員	222,400	

注 この表の(1)欄は技術員または船舶運転技術員に、
(2)欄は技師に適用する。

改正後職員給与規程第14条および第15条 読替対照表1 (付則第2項)

読替え前	読替え後
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「教4級職員等」という。)</u>にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円</p> <p>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)</u>については11,000円、同項第2号</p> <p>に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,500円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,500円)とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p>	<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。</p>
<p>を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>（1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p>
<p>（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p>	<p>（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p>
<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	<p>（3）扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>（4）扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
<p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その</p>	<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、第1号、第2号もしくは第5号に掲げる事実が生じた場合または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲</p>

事実が生じた日の属する月の翌月（その日が___月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定

_____について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

げること、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- ~~(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合~~
- ~~(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合~~
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

改正後職員給与規程第14条および第15条 読替対照表2 (付則第3項)

読替え前	読替え後
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「教4級職員等」という。)</u>にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円</p> <p>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)</u>については9,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円)とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p>	<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p>
<p>_____を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>_____を任命権者に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p>	<p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。) (3) <u>扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)</u> (4) <u>扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)</u></p>
<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>	<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>
<p>3 扶養手当は、次の各号のいずれか _____に掲げる事実が生じた場合においては、その</p>	<p>3 扶養手当は、<u>第1号、第2号もしくは第5号</u>に掲げる事実が生じた場合または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲</p>

事実が生じた日の属する月の翌月（その日が___月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定

_____について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

げること、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- ~~(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合~~
- ~~(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合~~
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

改正後職員給与規程第14条および第15条 読替対照表3 (付則第4項)

読替え前	読替え後
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「教4級職員等」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、</p>

第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

3 扶養手当は、第1号、第2号または第5号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合

~~(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合~~

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合

~~(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合~~

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち
特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち
特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合